

発議第1号

志木市議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び志木市議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成27年3月18日

提出者 志木市議会議員 吉川義郎

賛成者 志木市議会議員 小山幹雄

〃 〃 有賀千歳

〃 〃 西川和男

〃 〃 鈴木 潔

〃 〃 天田いづみ

志木市議会議長
河野芳徳様

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、委員会に関する出席説明員の規定を改正したいので、地方自治法第112条及び志木市議会会議規則第14条の規定により、この案を提出するものである。

志木市議会委員会条例（昭和49年志木市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第21条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

附 則

この条例は、志木市議会規則で定める日から施行する。